

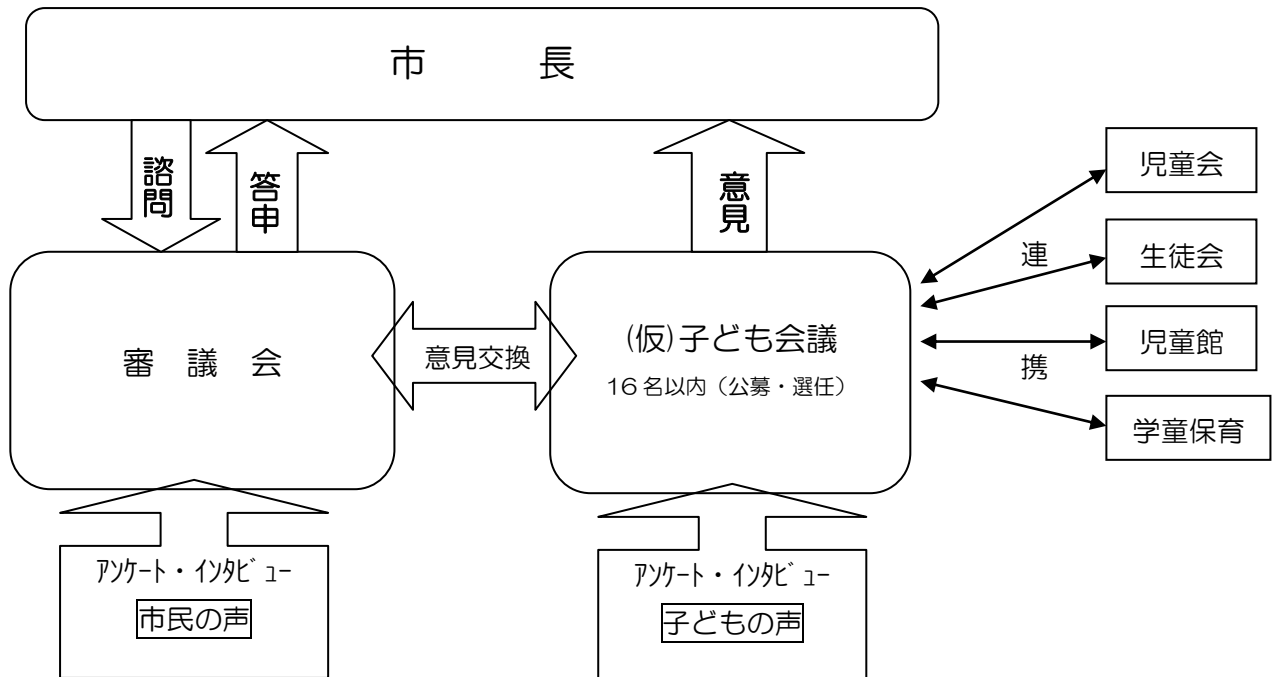
子どもにやさしいまちづくりの推進について

子どもの最善の利益や子どもの意見の尊重、子どもの参画など「子どもの権利条約」の理念に基づき、すべての子どもがいきいきと暮らすことができるよう、まちづくりに子どもの視点や意見を取り入れ、「子どもにやさしいまちづくり」を進めます。

この取り組みの積極的な推進を図るため、「八王子市子ども会議」の設置を考えます。

子どもの声をあつめるために、どのような手段があるか

- ①子ども会議(委員会)方式…子どもたち自身に話し合ってもらい、提案してもらう
- ②アンケート調査…年齢や学年などグループ化による抽出
- ③インタビュー調査…アンケートで把握しきれない児童養護施設など少数派の子ども



八王子市子ども会議 設置スケジュール(案)

年度	平成27年度		平成28年度			平成29年度
月	10	3	4	5	6	
	子どもにやさしいまちづくり部会設置	子ども会議 要綱策定	委員公募開始	委員選定作業・決定	子ども会議 発足	

八王子市子ども会議設置要綱（案）

（目 的）

第1条 子どもにやさしいまちづくりの推進について、幅広く子どもの意見を聴取するため、八王子市子ども会議（以下「子ども会議」という。）を設置する。

（意見を求める事項）

第2条 子ども会議は、次に掲げる事項について意見聴取をする。

- （1）子どもにやさしいまちづくりに関すること。
- （2）その他子どもに関すること。

（構 成）

第3条 子ども会議は、八王子市内に在住する12歳から17歳（平成28年4月1日現在）のうち公募等により選考した者16人以内をもって構成する。

（ファシリテーター及びサポーター）

第4条 子ども会議を運営するために、ファシリテーター及びサポーターを複数人置く。
ファシリテーターは、子ども会議全体の進行及びとりまとめを行う。サポーターは、委員の補佐を行う。

（任 期）

第5条 参加者の任期は〇年とする。

（会 議）

第6条 子ども会議は市が必要に応じて参加者を招集し、開催する。

（構成員以外の者の出席）

第7条 子ども会議は、特に必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（庶 務）

第8条 子ども会議の庶務は、子ども家庭部子どものしあわせ課において行う。

（補 足）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は平成28年4月1日から施行する。